

名古屋市公報

平成24年 8月 1日

第968号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話 [052] 972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政改革推進部法制課長

目

次

ページ

規

則

- 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則
(健福・総務課) (第104号) 4
- 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則
(総務・行政改革推進室) (第105号) 6

告

示

- 名古屋市青少年交流プラザ(分館)の指定管理者の公募
(子青・青少年家庭課) (第360号) 8
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について
(環境・地域環境対策課) (第361号) 10
- 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について
(緑土・緑地管理課) (第362号) 12
- 有料公園施設の供用日及び供用時間の変更について
(緑土・緑地管理課) (第363号) 13
- 有料公園施設の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課) (第364号) 14
- 名古屋都市計画事業日比野第1種市街地再開発事業の事業計画の変更について
(住都・市街地整備課) (第365号) 16

公

告

- 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告
(上下水・給排水設備課) 18
- 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告
(上下水・給排水設備課) 19
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告
(上下水・給排水設備課) 20
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告
(上下水・給排水設備課) 21
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告
(市経・地域商業課) 22
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請公告
(市経・市民活動推進センター) 24
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請公告
(市経・市民活動推進センター) 27

○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告
(市経・市民活動推進センター)

28

雑

報

○ 職員の懲戒処分
(交通・人事課)

40

規則のあらまし

○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第 104号）

1 改正内容

保険料の収納事務を私人に委託することに伴い、規定の整備を行います。
(第28号様式及び第31号様式関係)

2 施行期日

平成24年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第 105号）

1 改正内容

名城公園及び名古屋城の整備を推進するため、緑政土木局に名古屋城総合事務所長が兼務する参事（名城公園・名古屋城整備に係る総合調整）を設置します。（第 8条関係）

2 施行期日

平成24年 8月 1日から施行します。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 104号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第28号様式及び第31号様式中

「

上記のとおり通知します。

[Redacted text block]

を

」

「

上記のとおり通知します。

に、

CVS収納用

」

「（名古屋市保管）」を「（名古屋市・CVS保管）」に、「（金融機関保管）」を「（金融機関又はCVS保管）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年10月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則の規定に基づいて交付されている納付書は、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第105号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表緑政土木局の項中

「

東山再生に係る総合調整	1 東山動植物園の再生に係る総合調整を すること。
-------------	------------------------------

を

」

「

東山再生に係る総合調整	1 東山動植物園の再生に係る総合調整に関すること。
名城公園・名古屋城整備に係る総合調整	1 名城公園及び名古屋城の整備に係る総合調整に関すること。

に改める。

」

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

名古屋市告示第 360 号

名古屋市青少年交流プラザ（分館）の指定管理者の公募

名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号）第12条第1項の規定により、名古屋市青少年交流プラザの分館の指定管理者を次のとおり募集します。

平成24年 7月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市青少年宿泊センター

(2) 所在地

名古屋市緑区大高町字蝮池 4番地の 6

2 業務の範囲

(1) 分館の施設の事業の実施に関すること。

(2) 分館の施設の使用の許可に関すること。

(3) 分館の施設の使用料の徴収に関すること。

(4) 分館の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(5) その他市長が定める業務

3 指定期間

平成25年 4月 1日から平成29年 3月31日までの 4年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問い合わせ先

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3258

ファクシミリ番号 052-972-4439

電子メールアドレス a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成24年 7月23日（月曜日）から 9月 7日（金曜日）の午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-1-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期間

平成24年 8月27日（月曜日）から 9月 7日（金曜日）の午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を除きます。

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1) の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第58条第 4項第 9号に該当します。

平成24年 7月23日

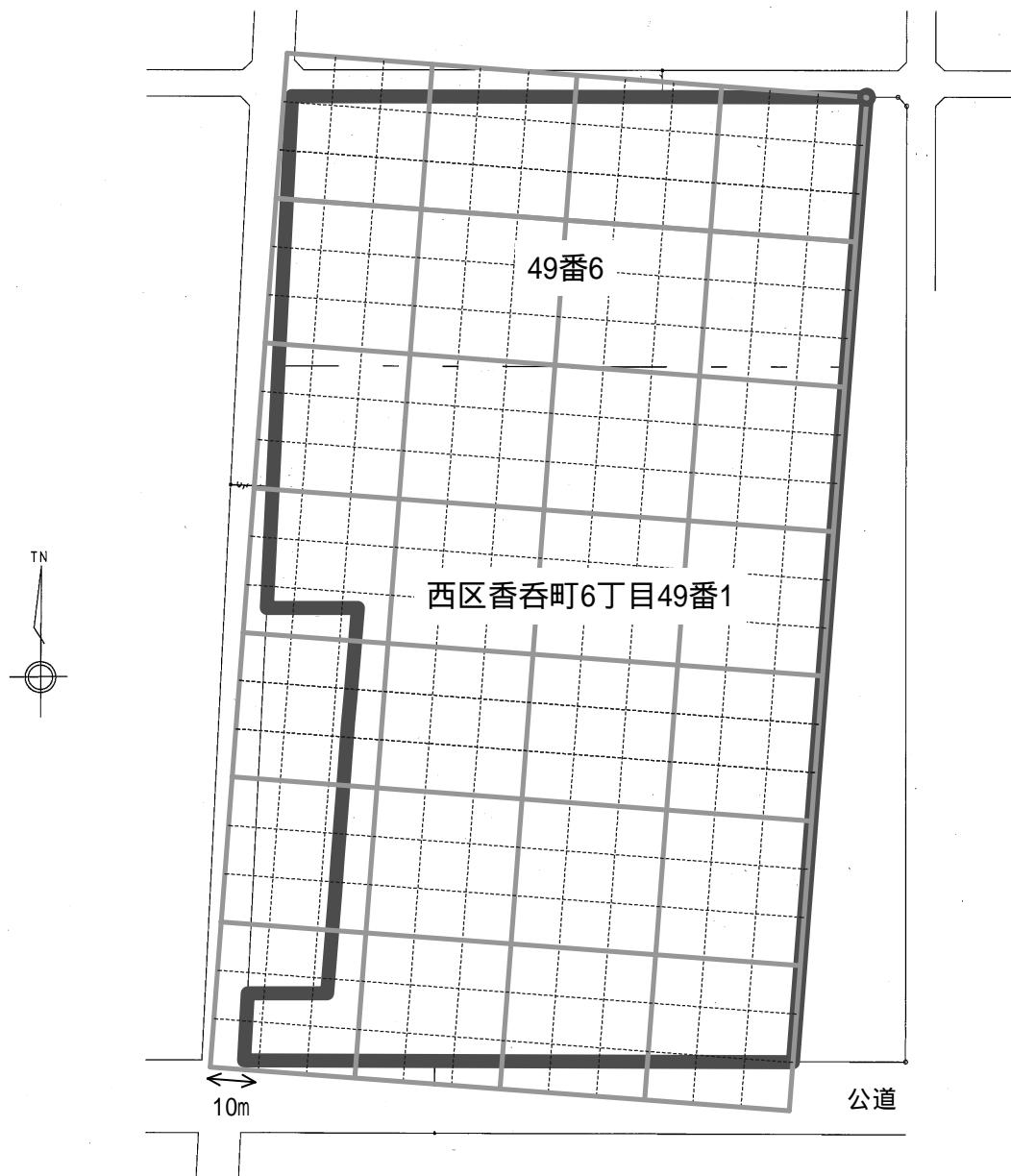
名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市西区香呑町 6丁目49番 1及び49番 6の全域（詳細は別紙のとおり）

2 省令第31条第 1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



：形質変更時要届出区域（調査対象地全域）

— - - — : 筆の境界線

名古屋市告示第 362 号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、
次のとおり使用料の徴収事務を委託しました。

平成24年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した有料公園施設の使用料

プール（日光川公園）使用料

2 委託した相手方

東京都品川区東品川二丁目 3番11号

株式会社ジェイティービー

代表取締役社長 田川 博己

3 委託期間

平成24年 6月21日から平成24年10月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

有料公園施設の供用日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用日及び供用時間を変更します。

平成24年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

- (1) 平成24年 8月13日を供用する日に変更します。
- (2) 平成24年 8月 7日から同月15日の供用時間について「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成24年 7月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

平成24年 8月14日から同月19日まで

3 施設名称及び変更内容

施設名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (ただし、動植物園一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 6時30分まで
正門前駐車場 北園門前駐車場 植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 動物園西駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 7時まで

展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用する場合に限る。)	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 7時まで
展望塔前駐車場（東山公園） (有料公園施設として供用する場合を除く。)	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 7時から 午後10時まで
緑橋南駐車場 植田山駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 7時まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第365号

名古屋都市計画事業日比野第1種市街地再開発事業の事業計画 の変更について

名古屋都市計画事業日比野第1種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第54条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同法第56条において準用する同法第55条第2項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目1番1号名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課において、一般の縦覧に供します。

平成24年7月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 市街地再開発事業の種類及び名称

- (1) 第1種市街地再開発事業
- (2) 名古屋都市計画事業日比野第1種市街地再開発事業

2 事業施行期間

平成4年9月30日から平成27年3月31日まで

3 施行地区

名古屋市熱田区熱田西町字比々野及び字米田、西郊通2丁目及び3丁目、大宝一丁目、大宝三丁目並びに千代田町の各一部

4 施行者の名称

名古屋市

5 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課

6 事業計画の決定の年月日

平成4年9月30日

7 事業計画の変更の年月日

平成24年7月24日

8 設計の概要の変更認可年月日

平成24年7月24日

9 施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧期間及び縦覧できる時間

告示の日から施設建築物の建築工事の完了の公告の日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

午前8時45分から午後5時15分まで

名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成24年 7月23日

名古屋市上下水道局長 長谷川 和司

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1241号	アクア・マリン	倉津 成明	名古屋市港区宝神五丁目 409番地	平成24年 6月14日
第1242号	(有)東栄土木	富山 峰行	名古屋市南区星宮町 256番地の 2	平成24年 6月14日
第1243号	巴工業	巴山 竹典	愛知県瀬戸市小坂町 173番地	平成24年 6月14日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成24年 7月23日

名古屋市上下水道局長 長谷川和司

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 911号	(株)ソーゴ	藤原 直樹	愛知県春日井市下市 場町四丁目17番地 5	平成24年 6月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成24年 7月23日

名古屋市上下水道局長 長谷川 和司

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1241号	アクア・マリン	倉津 成明	名古屋市港区宝神五丁目 409番地	平成24年 6月14日
第1242号	(有)東栄土木	富山 峰行	名古屋市南区星宮町 256番地の 2	平成24年 6月14日
第1243号	巴工業	巴山 竹典	愛知県瀬戸市小坂町 173番地	平成24年 6月14日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成24年 7月23日

名古屋市上下水道局長 長谷川 和司

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 911号	(株)ソーゴ	藤原 直樹	愛知県春日井市下市 場町四丁目17番地 5	平成24年 6月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 7月25日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン守山ショッピングセンター
名古屋市守山区笛ヶ根三丁目1228番地

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後
午前 9時00分（年間10日は午前 8時00分）	午前 7時00分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
平面駐車場	午前 8時30分から 午後12時00分まで (年間10日は午前 7時45分から午後 12時00分まで)	午前 6時30分から 午後12時00分まで
屋上駐車場		
西側A駐車場	午前 8時30分から	変更なし
平面B西側駐車場	午後10時00分まで	
平面C西側駐車場		
平面D西側駐車場		
平面E西側駐車場		
平面F西側駐車場		

3 変更の日

平成24年 7月 20日

4 変更しようとする理由

顧客の利便性向上のため

5 届出の日

平成24年 7月 6日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成24年 7月 25日から平成24年11月 26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成24年11月 26日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

特定非営利活動法人の設立の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番1号）において縦覧に供する。

平成24年 7月26日

名古屋市長 河 村 た か し

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 6月12日	特定非営利活動法人ビジネスコミュニケーション協会	堀内 裕一朗	名古屋市名東区藤が丘124番地 ステーションハイツ 101号	この法人は、コミュニケーション検定などを通して社会に通用する人材育成を行い、ストレスフリーな社会づくりに寄与することを目的とする。
平成24年 6月14日	特定非営利活動法人KUZUYA JAPAN	葛谷 捷臣	名古屋市中区東桜二丁目19番13号	この法人は、被災者、飢えや病気に苦しむ人々等に対して、支援、救援、健康管理サポート等に関する事業を行い、被災者等に係る問題の改善

				や解決を図り、人のつながりを大切にし、感謝の出来る思いやりのある人を増やし、生活の向上と健康の増進に寄与することを目的とする。
平成24年 6月15日	特定非営利活動 法人ジャパンア フリカトラスト	本田 直輝	名古屋市港 区小賀須四 丁目1003番 地の 1 エ スポーツアシテ ィー 203号	この法人は、国際協力活動の豊かで健全な発展と地域住民をはじめ広汎な市民各層の参加による国際協力を実現するため、アフリカの政治的・経済的・社会的困難や環境破壊の危機の解決に関し、調査研究や政策提言、募金、情報提供、教育、福祉、医療、生活向上、交流促進、インセンシップ、環境保全、啓蒙、栄養改善、物資援助、などの事業を人々の善意とボランタリ一精神をもつて行い、アフリカの諸問題を解決すると共に、行政、企業、

			市民が参画しそぞれの責任を果たす市民社会の実現と市民公益に寄与することを目的とする。
--	--	--	--------------------------------------------

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター

特定非営利活動法人の設立の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあつた日から2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番1号）において縦覧に供する。

平成24年 7月26日

名古屋市長 河 村 た か し

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 6月27日	特定非営利活動法人まほろば	大上 晃延	名古屋市中区錦二丁目12番35号 セントスクエアビル 4F	この法人は、高齢者に対して、福祉・医療に関する事業を行い、高齢者の生活に係る問題の改善や解決を図り、高齢者の生活の質の向上と健康にかかる福祉の増進に寄与することを目的とする。

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番1号）において縦覧に供する。

平成24年 7月26日

名古屋市長 河 村 た か し

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 5月31日	特定非営利活動法人アフリカ支援アサンテナゴヤ	石川 佳子	名古屋市東区葵一丁目25番 1号	この法人は、アフリカの貧しい地域に住む人々が、健康な生活を営めるように医療支援・教育支援・自立支援を行うとともに、これらの支援を効果的にするための国際協力を実現し、さらに当法人からの情報発信活動によって日本の一般市民への社会的教育に寄与することを目的とする。

平成24年 6月 1日	特定非営利活動 法人日本教育文 化センター	森 恵治	名古屋市名 東区牧の里 三丁目 501 番地 5-206 号	この法人は、地域住 民に対して、各種文 化、スポーツの指導 に関する事業を行 うことにより、健全な 青少年の育成と文化、 スポーツの振興に寄 与することを目的と する。
平成24年 6月 1日	特定非営利活動 法人つくしの家	小田 逸江	名古屋市西 区城西四丁 目20番 2号	この法人は、ノーマ ライゼーションの理 念に基づき、障害者 一人ひとりがどんな に重い障害があって も、個性を生かし、 社会の一員として自 立できる力を高める ために、社会参加お よび地域生活支援に 関する各種事業を行 い、併せて障害者本 人と市民とが共生す る町づくり、地域福 祉の増進に寄与する ことを目的とする。
平成24年 6月 2日	特定非営利活動 法人ゴジラの会	堀内 玲子	名古屋市南 区六条町 4 丁目53番地	この法人は就労困難 な知的障害者が軽作 業を通して働くこと の喜びと自信を感じ、 各々の能力に応じた

				生活指導、訓練、家族に対する相談援助、地域交流に関する事業を行うことにより、知的障害者に対する地域の理解を促進し知的障害者やその家族が地域の中でゆとりを持って、生き生きと暮らせるよう福祉の向上と啓発に努め、知的障害者が、安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。	
平成24年 6月 5日	特定非営利活動 法人子育ち・子 育て支援N P O たんぽぽ	野原 淳子	名古屋市南 区豊四丁目 10番 6号堀 田サンハイ ツA棟 512 号	この法人は、すべて の人が、その人らし く生き、人と人が支 え合い、育ち合う社 会の実現を目的とす る。	
平成24年 6月 5日	特定非営利活動 法人ドリーム	郷内 稔	名古屋市中 区千代田五 丁目11番33 号クマザキ ビル6A	変 更 前	この法人は、脳 卒中後遺症によ る中高年中途身 体障害者の「生 きがいの場」、 「やりがいの場」 つくりを図り、 障害者自らによ る社会活動参加

				を実現し、もつて社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
			変更後	この法人は、脳卒中後遺症による中途障害者の「生きがいの場」、「やりがいの場」つくりを図り、障害者自らによる社会活動参加を実現し、もつて社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
平成24年 6月 5日	特定非営利活動 法人名古屋レー ル・アーカイブ ス	津田 和一	名古屋市中 村区井深町 1番 1号新 名古屋セン タービル・ 本陣街1224 号室	この法人は、一般市民及び市民団体、企業に対して、鉄道の持つ学術的、文化的意義を理解させることによって鉄道についての資料の調査、収集、整理、保存及び活用に関する事業を行い、更に資料の電子情報化に関する

				事業を行う。それらによって鉄道文化、鉄道技術の発展に寄与することを目的とする。
平成24年 6月 5日	特定非営利活動 法人なないろ	北川 美智子	名古屋市守 山区大字下 志段味字島 の口1748番 地の 6	この法人は、社会的に弱い立場に立たされている障害者、高齢者等が、地域の方々の優しさに包まれ、一人ひとりが生活の意欲を高めて、社会の一員として心豊かに過ごすことが出来るよう、障害者及び高齢者、その他援助を必要とする人々に対して支援に関する各種の事業を行い、地域社会の増進に寄与することを目的とする。
平成24年 6月 5日	特定非営利活動 法人シーズ・ラ ボ	伴 政考	名古屋市南 区千竈通 4 丁目33番地 の 1	この法人は、個人、法人が抱えている様々な思い、「自分と他者とのコミュニケーション」「就業のこと」「キャリア形成」「自分らしく生きる」などの諸問題

				の解決のために、就業者、求職者、学生、高齢者、企業及び団体に対して幅広く支援をし、雇用等就業機会の拡充を支援する活動及び、キャリア形成の研究活動を行い、広く社会貢献に寄与することを目的とする。
平成24年 6月 5日	特定非営利活動 法人名古屋市精神障害者家族会 連合会	堀場 洋二	名古屋市中 村区小鴨町 63番地の 3	この法人は名古屋市 内の精神障害者家族 に対して、相談支援、 普及啓発に関する事 業を行い、日常生活 の困難事例に係る問 題の改善や解決を図 り、精神障害者と家 族の生活の質の向上 と医療、福祉の増進 に寄与することを目的とする。
平成24年 6月 6日	特定非営利活動 法人愛知県就労 支援事業者機構	切中 厚美	名古屋市北 区柳原一丁 目14番22号	本機構は、犯罪者や 非行少年（更生保護 事業法第 2条第 2項 各号に掲げる者をい う。以下「犯罪者等」 という。）が善良な 社会の一員として更

				生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もつて個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
平成24年 6月 7日	特定非営利活動 法人スマイル	竹島 郁子	名古屋市北 区駒止町 1 丁目 121番 地サン駒止 ビル 205号	この法人は、障害者 (特に精神障害者)、 家族に対する相談事 業、障害者の集いの 場、生活支援の場、 就労支援の場として のどんぐりの家の運 営を行うとともに、 精神保健福祉への理 解を進める啓発事 業を行い、地域との交 流を図り、障害者の 社会参加を進め、障 害者が暮らしやすい

				地域をつくることを目的とする。
平成24年 6月 7日	特定非営利活動 法人アダージョ ちくさ	堀田 明	名古屋市千 種区高見一 丁目14番 2 号	この法人は、障害を 持つ方やその家族の 人々に対し相談支援、 日常生活支援及び社 会生活上の支援に關 する事業を行うこと で、精神障害による 地域生活のしづらさ に係る問題の改善、 解決を図り、精神保 健福祉の向上と社会 的理の促進、及び 地域福祉の発展に寄 与することを目的と する。
平成24年 6月 8日	特定非営利活動 法人すみれ	五十川 うた え	名古屋市守 山区元郷一 丁目 916番 地	この法人は、地域に 住む助けの必要な人 に対して、その人ら しく住み慣れた地域 で暮らし続けられる ために、高齢者介護 及び福祉サービス事 業を行い住民一人一 人の小さな手が寄り 集まって自然体でお 互いを支え応援し合 える社会の実現に寄 与することを目的と

				する。
平成24年 6月10日	特定非営利活動 法人アスクネット	白上 昌子	名古屋市熱 田区沢下町 8番 5号	この法人は、地域の 学校・市民・企業・ 行政・各種団体など と協力して、互いが 学びあい育ちあう共 同体づくりを進める。 そこでの出会いをき っかけとして、人々 とりわけ子どもたち が夢や目標をもって 挑戦し、その中で成 長していく学習を創 造する。これらの多 様な「出会い」と「 挑戦」の機会を通じ て、自らの人生を主 体的に切り開き、社 会をよりよくしてい く主体者へと成長す る過程を支援するこ とで、誰もが心豊か に暮らせる社会を実 現し、社会全体の利 益の増進に寄与する ことを目的とする。
平成24年 6月10日	特定非営利活動 法人ロースクー ル奨学金ちゅう ぶ	那須 國宏	名古屋市中 区丸の内三 丁目20番17 号	この法人は、弁護士 過疎地域等の住民に 法的サービスを提供 したいとの志をもち

				ながら法科大学院の学資の支弁が困難な者に対して、奨学金の支給その他の援助を行うことによって弁護士過疎地域及び弁護士偏在を是正・解消し、もって地域社会住民の人権擁護と社会正義の実現に資することを目的とする。
平成24年 6月10日	特定非営利活動 法人任	曾根 敬雄	名古屋市緑 区相川一丁 目 143番地	この法人は、障がい児者が、社会や地域でその一員として、本当の幸せを追求して暮らすことができるよう、地域生活支援を『しごと・すまい・あそび』の3つのソフトとして捉えます。そして、その3つのソフトが、地域にすべて存在し（ちかくにある）、総合的に提案でき（すべてできる）、永続性を持てる（ずっとつながる）ことを目指して事業を行いま

				す。さらに、障がい児者のご家族や周囲の方の暮らしを支え、また、障がい児者および同じ町や地域で働いたり住んでいる人たちが、お互いの個性を知って尊重しあえる地域社会を創ることを目的とします。
平成24年 6月11日	特定非営利活動 法人樟木俱楽部	伊藤 喜雄	名古屋市北 区楠味鋤五 丁目2125番 地	この法人は、「旧井 元邸」の保全・管理 を行うとともに、そ れを市民のさまざま な活動、また生涯学 習などの場として活 用することによって、 文化的なまちづくり と健全な市民社会の 形成に寄与し、もつ て市民の公益に寄与 することを目的とす る。
平成24年 6月12日	特定非営利活動 法人放射線環境 ・安全カウンシ ル	飯田 孝夫	名古屋市名 東区延珠町 902番地の 1	この法人は、放射線 ・放射能に関する情 報の集積及び分析、 技術の開発並びに知 識の普及に関する事 業を行い、もつて社

			会に対して放射線利用の安全・安心の確保を図ると共に放射線に対する一般社会の理解を深めることによって、教育・研究・医療・産業における放射線利用を促進することを目的とする。
--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により、次の者を平成24年7月25日懲戒処分に付した。

平成24年7月25日

名古屋市交通局長 三芳研二

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局自動車運輸主事	免職	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号